IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高圧容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高圧容器であつて、次の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過酸化物、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）

1　IMDGコード4.1.3.6の要件。
2　試験圧力が1MPa（ゲージ圧による。）であること。
3　規則第113条第3項の表示は、当該表示が付された日から起算して10年を経過していないこと。
4　液体を容器に収納する場合にあっては、20kPa以上の圧力（ゲージ圧による。）の不活性ガス層を有すること。

注　1　ガラス製容器又は金属製容器を内装容器として使用する場合は、個々の内装容器を充分な量の不燃性の緩衝吸収材で包み、かつ、次の要件に適合する金属缶に入れなければならない。
(1) ガスケットを施したネジ式閉鎖具を有すること。
(2) 気密に密封すること。
2　金属缶を内装容器として使用する場合は、当該内装容器は次の要件に適合しなければならない。
(1)　ガスケットを施したネジ式閉鎖具を有すること。
(2)　充分な量の不燃性の緩衝吸収材で包むこと。
(3)　内装容器相互間の各層は仕切り材で仕切ること。
(4)　気密に密封すること。
3　内装容器には、容量の90%を超えて充てんしてはならない。
4　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

PP86　国連番号が3392及び3394の危険物に関しては、窒素による置換又は他の方法により、内部の空間から空気を除去すること。

P401

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ガラス製容器、金属製容器又はプラスチック製容器	1L	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、3A1、3A2、3B1、3B2、3H1、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1及び4H2	30kg

IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高圧容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高圧容器であつて、次の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過酸化物、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）

1　IMDGコード4.1.3.6の要件。
2　規則第113条第3項の表示は、当該表示が付された日から起算して10年を経過していないこと。
3　液体を容器に収納する場合にあっては、20kPa以上の圧力（ゲージ圧による。）の不活性ガス層を有すること。

注　1　ガラス製容器、金属製容器及びプラスチック製容器を内装容器として使用する場合には、次の要件に適合しなければならない。
(1)　ネジ式閉鎖具を有するものであること。
(2)　充分な量の不燃性の緩衝吸収材で包むこと。
2　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
PP31　国連番号が1183、1242、1295、2965及び2988の危険物に関して、容器は気密に密封すること。

P402

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ガラス製容器	10 kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、3A1、3A2、3B1、3B2、3H1、3H2、4A、4B、4N、4C1、4C2、4D、4F、4G、4H1及び4H2	125kg
金属製容器又はプラスチック製容器	15 kg		
1A1			250L
6HA1又は6HB1			250L

IMDGコード4.1.4.1の「P200」に規定されている高圧容器又は規則第8条第3項第3号に規定する高圧容器であつて、次の要件に適合するもの（火薬類、熱的不安定物質、有機過酸化物、自己反応性物質、化学反応により圧力が発生する物質及び放射性物質を除く危険物を収納する場合に限る。）

1　IMDGコード4.1.3.6の要件。
2　規則第113条第3項の表示は、当該表示が付された日から起算して10年を経過していないこと。
3　液体を容器に収納する場合にあっては、20kPa以上の圧力（ゲージ圧による。）の不活性ガス層を有すること。

注　1　ガラス製容器、金属製容器及びプラスチック製容器を内装容器として使用する場合には、次の要件に適合しなければならない。
(1)　ネジ式閉鎖具を有するものであること。
(2)　充分な量の不燃性の緩衝吸収材で包むこと。
2　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
PP31　国連番号が1389、1391、1392、1420、1421、1422、3148、3184（容器等級がⅡのもの）、3185（容器等級がⅡのもの）、3187（容器等級がⅡのもの）、3188（容器等級がⅡのもの）、3398（容器等級がⅠのもの）、3399（容器等級がⅠのもの）及び3482の危険物に関して、容器は気密に密封すること。

P403

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	外装容器の種類	外装容器の許容容量又は許容質量
ガラス製容器	2kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B又は4N	400kg
		4C1、4C2、4D又は4H2	250kg
		4F又は4G	125kg
		4H1	60kg
		3A1、3A2、3B1、3B2、3H1又は3H2	120kg
プラスチック製容器	15kg	1A1、1A2、1B1、1B2、1N1、1N2、1H1、1H2、1D、1G、4A、4B又は4N	400kg
		4C1、4C2、4D又は4H2	250kg
		4F又は4G	125kg
		4H1	60kg